ACSES ニュースレター_２０３４号（2021 年 2 月 10 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:照明器具で火災等〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・医薬品医療機器等法に基づく行政処分について　　小林化工株式会社に対する行政処分を福井県が行いました〈厚生労働省〉／水虫薬の睡眠薬混入、116日間の業務停止命令　福井県〈新聞報道〉／全国の薬局、代替品調達に苦慮　小林化工、製品出荷停止で〈Web報道〉
・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づく公害防止対策事業を指定する件（総務省告示第27号）〈官報〉
・排水弁閉め忘れ…水道代600万円　県職員が半額支払い〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第２号）〈官報〉
・原発不正入室問題、東電に追加検査へ　「関門」機能せず〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇マスク
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 30 号）〈官報〉
[4] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第八十六条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品（厚生労働省告示第 36 号）〈官報〉
[5] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 262 号）〈官報〉
[6] 温暖化対策関係
◇特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請（令和３年２月２日付）に係る公告及び縦覧について〈環境省〉
[7] 環境安全関係
◇「第９次水質総量削減の在り方について（総量削減専門委員会報告案)」に対する意見の募集（パブリックコメント）について〈環境省〉
[8] その他省庁発表　　１件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　　８件　　[開催記録、報告、資料等]　　２件
[10] その他

仏の座（ホトケノザ）

◇インフルエンザ、感染症関係：６件　　◇その他：１件

[付録]

□新型コロナ対策特別措置法に関係する政令改正

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 28 号）〈官報〉

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 39 号）〈官報〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:照明器具で火災等

＜消費者庁　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023083/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210209_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件

（うち石油給湯機付ふろがま１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件

（うち照明器具１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：３件

（うち美顔器１件、エアコン（室外機）１件、ライター（点火棒）１件）

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・医薬品医療機器等法に基づく行政処分について

小林化工株式会社に対する行政処分を福井県が行いました

＜厚生労働省　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_vmXY7EN96aP8mRY

本日、福井県より、小林化工株式会社に対し、医薬品医療機器等法に基づき、第一種医薬品製造販売業、第二種医薬品製造販売業および医薬品製造販売業の業務停止命令および業務改善命令を行いましたのでお知らせいたします。

福井県における報道発表資料

https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000735984.pdf

別 紙

１ 事案概要

○ 令和２年 12 月４日、小林化工株式会社が製造販売する抗真菌剤※に睡眠導入剤の混入する事案が判明、直ちに当該ロット※の回収に着手。

※ イトラコナゾール錠 50「MEEK」１ロット（100 錠包装 929 箱）

納入医療機関・薬局数、237 施設（39 都道府県）

○ 事案確認後、当該ロットを処方・調剤された患者 344 人※1 に対し、直ちに服用中止の連絡。２月１日時点で、221 人から健康被害※の報告。

※1 その後の調査により、20 名は処方されたものの服用していないことを確認

※2 ふらつき、めまい、意識消失、強い眠気等のほか、これに伴う自動車事故や転倒（交通事

項 22 人、救急搬送・入院 41 人)。また、因果関係は不明であるが、2 人の死亡事例が報告されている。

２ 処分内容

○ 業務停止命令：116 日

※ 同社の他工場に対しても、60 日間の業務停止命令

○ 業務改善命令（主要なもの）

・今回の違反内容の原因究明及び改善を行うこと。
・今回の違反行為について、経営陣を含めた各責任者の責任を明確にすること。
・適切な製造管理及び品質管理が行われる管理監督体制を整備すること。
・全ての役職員に遵法意識を浸透させるため、教育訓練等を徹底すること。

・水虫薬の睡眠薬混入、116 日間の業務停止命令　福井県

＜朝日新聞　2021 年 2 月 9 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP2953QBP29PTIL00F.html?iref=pc_extlink

水虫などの皮膚病用の飲み薬に睡眠導入剤が混入した問題で、福井県は 9 日、製造した小林化工（同県あわら市）に 116 日間の業務停止命令を出した。少なくとも 2005 年以降、約 7 割の製品で法令違反が確認されたとし、小林広幸社長ら経営陣も違法性を把握していたとした。厚生労働省によれば、医薬品医療機器法違反として最長の業務停止処分となる。

県などによると、睡眠導入剤が混入した薬イトラコナゾール錠 50「MEEK」の製造に関する法令違反としては、厚労省の承認外の手順による工程があったほか、新たに、立ち入り調査に備えて適切な工程を装った裏帳簿をつくったことや出荷前の品質検査で結果の捏造（ねつぞう）があったとした。

ほかの薬でも、同様に承認外の手順書や裏帳簿が存在し、検査記録の捏造があったと指摘。品質検査で不合格となっても原因究明をしないまま合格するまで検査を重ねた違反もあった。こうした違反を経営陣や現場責任者は把握しながら黙認し、改善を指示しなかったとした。

県は一連の法令違反を重くみて 1 月 25 日、今回の処分内容の方針を伝えたが、同社は弁明期限の 8 日に弁明しないと伝えた。

厚労省によれば、同法に基づく業務停止処分は過去、承認外の手順で血液製剤を製造したとして、厚労省が 2016 年に化学及（および）血清療法研究所（熊本市）に対して出した 110 日間が最長だった。

また県は、同社に業務改善命令も出した。処方箋（せん）が必要ない第 2 種医薬品（大衆薬）の製造販売と、問題の薬と関係しない工場での製造については 60 日間の業務停止とした。

県や厚労省などは昨年 12 月、同社を立ち入り調査。主成分を継ぎ足そうとしたうえ、誤って睡眠導入剤を混入した二重のミスなどが発覚した。

同社によると、今月 8 日時点で問題の薬の服用者（324 人）の 7 割超の 239 人が健康被害を訴え、うち 41 人が入院もしくは救急搬送された。服用の影響とみられる交通事故も 22 件起きた。

大阪弁護士会は 1 月 29、30 日、電話相談を実施した。服用者と家族ら 10 府県の 50～80 代の男女 13 人から「後遺症が不安」「補償の対応が遅い」などの相談が寄せられたという。消費者被害に詳しい弁護士ら 12 人で「被害救済弁護団」を結成した。問い合わせは事務局長の三浦直樹弁護士（06・4800・3277）。

・全国の薬局、代替品調達に苦慮　小林化工、製品出荷停止で

＜時事ドットコム　2021 年 2 月 10 日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2021020900846&g=soc&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit

皮膚病などの治療薬に睡眠導入剤成分が混入し、国の承認を得ていない方法で薬を製造するなどの実態が明らかになり、過去最長となる１１６日間の業務停止処分を受けた製薬会社「小林化工」。昨年１２月の問題発覚後、製造記録の再確認などのため全製品の出荷停止に踏み切った。一部製品の出荷は再開したが、同社製品を扱っていた全国の薬局は対応に苦慮している。

日本保険薬局協会が行ったアンケート調査によると、回答を得た１６３の薬局のうち５３．４％が代替品の調達に苦労していると回答。同協会医療制度検討委員会の石井僚委員は「メーカーがころころ変わってしまうと患者も混乱しかねな

い」と懸念する。
　問題となったイトラコナゾール錠５０「ＭＥＥＫ」は、国が普及を推進してきた「後発医薬品（ジェネリック）」。今回の問題を受け、「先発医薬品に戻したい」と求める患者もいるという。
　石井氏は「小林化工製品の裾野は広い。いろいろな製品が出荷停止になっているので、患者の対応にも苦労しているという声は多い」とし、製薬会社に対し…

・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づく公害防止対策事業を指定する件（総務省告示第 27 号）

［官報］　令和３年２月９日　本紙　第 429 号　１頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210209/20210209h00429/20210209h004290001f.html

事業名：有明海覆土等事業、　事業主体：長崎県、熊本県、　事業期間：令和二年度

・排水弁閉め忘れ…水道代 600 万円　県職員が半額支払い

＜朝日新聞　2021 年２月９日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP29328GP28PIHB00F.html?iref=comtop_BreakingNews_list

　兵庫県庁の西館（神戸市中央区）地下にある貯水槽で 2019 年 10 月、職員が排水弁を閉め忘れたため、約１カ月にわたって水が流れ続け、水道代約 600 万円が余分にかかっていたことがわかった。県が取材に明らかにした。
　県管財課によると、外部業者が貯水槽内部を定期清掃した際、50 代の職員が排水弁を閉める作業を引き受けたのに、失念したという。貯水槽は一定量がたまると水の供給が止まる仕組み。ただ弁が開いていたため、総量９千トンあまりの水が流れ出たという。
　翌 11 月になって、神戸市水道局から「水道の使用量がものすごいことになっている」との指摘があり、発覚した。通常なら水道代は２カ月で約 200 万円だが、流出分だけで 602 万 6773 円かかったという。
　県はいったん全額を税金で納付したが、監査からの指摘を受け、この職員に半額を請求し、すでに納付された。管財課は「損害を出してしまい申し訳ない」としている。再発防止のため県は毎月２回の巡回点検を始めたほか、定期清掃時の職員の立ち会いを１人増やして２人態勢にしたという。

□*大災害、原発事故対策*

［原子力施設全般］

・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第２号）

［官報］　令和３年２月９日　号外　第 30 号　1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210209/20210209g00030/20210209g000300001f.html

○経済産業省令第２号

　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年２月９日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。
　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し

た部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
第一条　令和三年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><td>原子力発電環境整備機構の名称</td><td>単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金</td></tr>
<tr><td>原子力発電環境整備機構</td><td>残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり一億二千九百十万八千円</td></tr>
</table>
第二条　令和三年における法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><td>原子力発電環境整備機構の名称</td><td>単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金</td></tr>
<tr><td>原子力発電環境整備機構</td><td>第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり四千六百七十五万九千円</td></tr>
</table>
</td><td>
第一条　令和二年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><td>原子力発電環境整備機構の名称</td><td>単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金</td></tr>
<tr><td>原子力発電環境整備機構</td><td>残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり一億六百七万二千円</td></tr>
</table>
第二条　令和二年における法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><td>原子力発電環境整備機構の名称</td><td>単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金</td></tr>
<tr><td>原子力発電環境整備機構</td><td>第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり四千四百九十四万三千円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

・原発不正入室問題、東電に追加検査へ　「関門」機能せず

＜朝日新聞　2021 年 2 月 8 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP286KFKP28ULBJ015.html

原子力規制委員会は 8 日、東京電力柏崎刈羽原発（新潟県）で昨年 9 月に東電社員が他人の ID カードで中央制御室に入った問題について、「安全確保に影響がある」と認め、東電に追加の規制検査を行うことを決めた。東電が不正入室を報告した 2 日後に、柏崎刈羽の再稼働に向けた審査が事実上終結したが、更田豊志委員長らは今年に入るまで不正入室を知らなかった。

規制委によると、不正入室は昨年 9 月 20 日に発生。自分の ID カードを見つけられなかった東電社員が、他人の ID カードを無施錠のロッカーから無断で持ち出し、その人物になりすまして認証手続きを通過し、中央制御室に入室した。

東電は核物質防護規定に反するとして、翌 21 日に規制委の事務局である原子力規制庁に報告した。規制庁は幹部まで情報をあげたが、軽微な事案として委員長らには四半期ごとの定期報告で伝えればよいと判断したという。今年 1 月に報道で発覚。その後、ミスやトラブルの深刻さを評価する手続きを進めていた。

・東電社員、他人の ID カードで原発内建屋に　柏崎刈羽

＜朝日新聞　2021 年 1 月 23 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP1R3GRLP1RUOHB003.html?iref=pc_extlink

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(2 月 8 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16635.html

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について
＜厚生労働省　2021 年２月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=iXFs1wROvVQQtX4bY
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年２月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1tG_S5kl346n1YxY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年２月９日版）
＜厚生労働省　2021 年２月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u0Ne5TZ8j2Yih3ApY
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(2 月 8 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2021 年２月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzsmnU4E9x5a_wtRY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例、海外の状況、その他）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年２月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6xMOtWYs3zZy1yp5Y
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年２月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0tW7T50h24qj3UhY
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2021 年２月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xsGvW4k1z563ydxY

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>
・インドすでに３億人感染か 複数都市で集団免疫の可能性
＜朝日新聞　2021 年２月９日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP283TK0P24UHBI01R.html
・コロナ第２波、重症化しにくい「変異」ウイルスの可能性…現在の第３波とは別タイプ
＜読売新聞　2021 年２月９日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20210209-OYT1T50116/
・新型コロナ流行以降の日本の死亡者数の内訳、呼吸器系疾患に変化
＜マネーポスト Web　2021 年２月 10 日＞　https://www.moneypost.jp/756931
・保育所での「感染リスク低い」　仏で園児調査、英医学誌
＜共同通信　2021 年２月９日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/6393d3561691f5d650e99f346682247e23b8bec6

[対策・予防]
□*<u>新型コロナ対策特別措置法に関係する政令改正</u>*
◇<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 28 号）</u>
［官報］　令和３年２月 10 日　特別号外　第 11 号　2～3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210210/20210210t00011/20210210t000110002f.html
あらまし
◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に　関する政令（政令第二八号）（内閣官房）
１　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態の要件
新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態の要件は、当該措置を集中的に実施しなければ、特定の区域が属する都道府県における新型インフルエンザ等感染症の患者及び無症状病原体保有者等（以下「感染症患者等」という。）の発生の状況、当該都道府県における感染症患者等のうち新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない者の発生の状況、特定の区域における新型インフルエンザ等の感染の拡大の状況その他の新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、当該都道府県において新型インフルエンザ等の感染が拡大するおそれがあると認められる場合であって、当該感染の拡大に関する状況を踏まえ、当該都道府県の区域において医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められるときに該当することとした。（第五条の三第二項関係）
２　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態における感染を防止するための協力要請等
㈠　重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、措置を講ずる必要がある業態を定める際の勘案事

項は、業態ごとの感染症患者等の数、感染症患者等のうち同一の事実に起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況又は新型インフルエンザ等の発生の動向若しくは原因とすることとした。（第五条の四関係）
㈡　重点区域におけるまん延の防止のために必要な措置は、次のとおりとすることとした。（第五条の五関係）
⑴　従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨
⑵　当該者が事業を行う場所への入場（⑶、⑹及び⑺において単に「入場」という。）をする者についての新型インフルエンザ等の感染の防止のための整理及び誘導　　⑶　発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
⑷　手指の消毒設備の設置
⑸　当該者が事業を行う場所の消毒
⑹　入場をする者に対するマスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の周知
⑺　正当な理由がなく㈲に規定する措置を講じない者の入場の禁止
⑧　⑴～⑺に掲げるもののほか、法第三一条の四第一項に規定する事態において、新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの
３　新型インフルエンザ等緊急事態の要件
新型インフルエンザ等緊急事態の要件は、都道府県における感染症患者等の発生の状況、感染症患者等のうち新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない者の発生の状況その他の新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、一の都道府県の区域を越えて新型インフルエンザ等の感染が拡大し、又はまん延していると認められる場合であって、当該感染の拡大又はまん延により医療の提供に支障が生じている都道府県があると認められるときに該当することとした。（第六条関係）
４　新型インフルエンザ等緊急事態における感染を防止するための協力要請等
新型インフルエンザ等緊急事態における感染の防止のために必要な措置として、次の二つを追加することとした。（第二一条関係）
㈠　従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨
㈡　正当な理由がなくマスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置を講じない者の入場の禁止
５　施行期日
この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行の日から施行することとした。

---→ *末尾［付録］*

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 39 号）

［官報］　令和３年２月 10 日　特別号外　第 11 号　３頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210210/20210210t00011/20210210t000110003f.html

---→ *末尾［付録］*

・政府 新型コロナ対策特別措置法に関係する政令改正を閣議決定
＜NHK　2021 年２月９日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210209/k10012857011000.html
新型コロナウイルス対策の改正特別措置法の施行を前に、政府は、９日の閣議で、新たに設けられた「まん延防止等重点措置」を講じる要件などを定めた政令の改正を決定しました。
新型コロナウイルス対策の改正特別措置法が今月 13 日に施行されるのを前に、政府は、９日の閣議で、特別措置法に関係する政令の改正を決定しました。
それによりますと、緊急事態宣言が出されていなくても集中的な対策を可能にするため、改正法に新たに設けられた「まん延防止等重点措置」を講じる要件については、新規陽性者数などの状況を踏まえ
▽都道府県で感染の拡大のおそれがあり
▽医療の提供に支障が生じるおそれがあると認められることと定めています。
そのうえで、「重点措置」のもとで、都道府県が飲食店などの店舗や施設に対して行うことができる措置として

▽従業員への検査受診の勧奨
▽入場者の整理
▽発熱などの症状がある人の入場の禁止
▽入場者へ感染防止のための措置の周知と、それを行わない人の入場禁止などを定めています。
西村経済再生担当大臣は、閣議のあとの記者会見で「施行に向け、わかりやすい周知に努めたい。都道府県には要請や命令を行う際の手順もしっかりと示したいし、私権の制約を伴うものなので配慮した運用になるように進めていきたい」と述べました。

・宣言前でも「発熱者の入店禁止」可能に　蔓延防止措置決定
＜産経ニュース　2021 年 2 月 9 日＞
https://www.sankeibiz.jp/econome/news/210210/ecb2102100551004-n1.htm
政府は９日の閣議で、改正新型コロナウイルス特別措置法が１３日に施行されるのを前に、特措法の関連政令を決定した。緊急事態宣言の前段階として新設した「蔓延防止等重点措置」の適用要件について「都道府県で感染拡大のおそれがあり、医療の提供に支障が生じるおそれがある」などと規定した。さらに同措置のもと、都道府県知事は飲食店などに対し、発熱者の入場禁止や施設の消毒などを要請・命令できるとした。
政令では、ほかに要請・命令できる措置として、従業員への検査を勧める▽入場者の整理▽手指消毒設備の設置▽マスクなど感染防止措置の周知と、措置を講じない者の入場禁止-も列挙。本体の特措法で定められた営業時間の短縮とあわせ、応じない場合は過料の対象になる。
西村康稔経済再生担当相は９日の記者会見で「恣意的な運用にならないよう、人権に配慮した運用にしていきたい」と強調した。
また西村氏は、感染再拡大の兆候を早期に察知するため、東京や大阪の繁華街で無症状の人を対象に、幅広くＰＣＲ検査を行う方針を明らかにした。今年度予算の予備費から約８１億円を充てる。西村氏は「複数の地点の合計で、少なくとも１日１万件以上は行えるよう、早く体制を作りたい」と述べ、民間検査機関の協力も得ながら実施を急ぐ考えを示した。
また、政府は９日、新型コロナ対策分科会を開き、ワクチン接種の優先順位について、医療従事者や高齢者、持病のある人を優先する方針を正式決定した。
一方、加藤勝信官房長官と自民党の森山裕国対委員長らは９日、都内で会談し、改正特措法の内容を反映させるため、コロナ対策の基本的対処方針を改定する方針を確認した。１２日に専門家でつくる諮問委員会（尾身茂会長）と政府対策本部を開いて改定する。
政府はこれにあわせ、緊急事態宣言の一部地域での先行解除も決める構えで、１０都府県のうち愛知、岐阜、福岡が検討の対象になっている。解除後も蔓延防止等重点措置を初適用し、時短など必要な対策は継続する方向だ。

・蔓延防止措置と緊急宣言 違いは？ 生活に一定の制限も
＜産経ニュース　2021 年 2 月 9 日＞
https://topics.smt.docomo.ne.jp/article/sankei/nation/sankei-wst2102090025

◇新型コロナ分科会「宣言解除後も宴会は控えて
＜テレビ朝日　2021 年 2 月 10 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_economy/articles/000206663.html

---

◇新型コロナワクチン接種に関する注意喚起資料「行政機関等をかたった"なりすまし"にご注意」を公表しました
＜消費者庁　2021 年 2 月 9 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice/efforts_002.html

便乗悪質商法に注意！
【新型コロナワクチンに便乗した詐欺にご注意ください！】
新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要とかたり、金銭や個人情報をだましとろうとする電話に関する相談が消費生活センターへ寄せられています。
市区町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。

困ったときは一人で悩まず、消費者ホットライン 188 にご相談ください。
また、新型コロナワクチンに関する情報は、首相官邸ウェブサイト（＊１）、厚生労働省ウェブサイト（＊２）や国民生活センター(ワクチン接種を口実にした消費者トラブル事例等)　（＊３）にて掲載されております。併せてご確認ください。
＊１　https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html
＊２　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
＊３　http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coronavirus.html

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2txS3Vpqr5MC0ABY

◇マスク

・マスクの下であなたも口呼吸に！？笑顔で簡単 鼻呼吸のすすめ
＜NHK　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/ohayo/20210209c.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・世界のワクチン接種が 1 億人超
最多は米、英大学研究者ら集計
＜共同通信　2021 年 2 月 9 日＞　https://this.kiji.is/731597693060087808?c=39546741839462401
・英、ワクチン戦略「まれな成功」　接種 1 千万人以上、規制緩和に期待も
＜時事ドットコム　2021 年 2 月 9 日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2021020800847&g=int&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit
・南ア変異株に「懸念」　ワクチン巡り WHO 事務局長
＜朝日新聞　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP292DDYP29UHBI003.html
・アストラ製ワクチン、接種継続を　　重症化防ぐ効果と WHO が結論
＜共同通信　2021 年 2 月 9 日＞　https://this.kiji.is/731673443305357312?c=39546741839462401
・ワクチン接種後の症状、毎週公表
先行調査、医師ら 2 万人に拡大
＜共同通信　2021 年 2 月 9 日＞　https://this.kiji.is/731616982257057792?c=39546741839462401
・ワクチン 1 瓶あたりの接種回数、6 回から 5 回に変更
ファイザー製　対応の注射器、確保間に合わず
＜日経新聞　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQODF091K60Z00C21A2000000/
・ワクチン、注射器不足 接種 1200 万人減も
＜共同通信　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.47news.jp/5827852.html
・ワクチン供給量、6 千万人相当に減る可能性　接種の優先順位決まる
＜京都新聞　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/502277

・島津製作所“物の表面に付いた新型コロナウィルスを約２時間で検出”検査キット開発
＜MBS　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.mbs.jp/news/kansainews/20210209/GE00036966.shtml

---

◇幼児の目にアルコール消毒液、事故多発　スタンドタイプに注意必要
＜京都新聞　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/501955
・手指消毒液が子どもの目に入る事故が急増、新型コロナ対策で
＜CNN　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.cnn.co.jp/photo/l/982021.html

---

◇大学等関係

・東京女子医大「不適切な行為で感染、休んだら無給」　職員に通知

＜毎日新聞　2021 年２月 10 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210209/k00/00m/040/246000c

東京女子医科大（東京都新宿区）が職員に対し、新型コロナウイルスの感染で休んだ場合、感染の原因によっては「休業中の給与を無給にする」との文書を出していたことが同大関係者への取材で判明した。「不適切な行為」で感染したなどと認められれば、「民法上の債務不履行に当たる」として無給にするという。ただ、「不適切な行為」が何を指すのか具体的に示されておらず、職員からは「恣意（しい）的に運用される」と懸念の声が上がる。

◇職員「脅されているように感じた」

関係者によると、文書は「新型コロナウイルス感染症に罹患（りかん）等して休業する場合の処遇について」というタイトルで、経営統括部人事課が１月２９日付で出した。

対象は同大のほか、コロナ患者を受け入れている系列３病院で働く医師や看護師、職員ら。

文書は、感染原因として①大学側からの自粛要請に反した行為②明らかに不適切な行為――のどちらかが認められた場合、休業中の給与を無給にするとしている。

濃厚接触者と認定されたり、発熱などの症状で自宅待機を命じられたりした場合も、①か②の行為が認められれば休業・自宅待機中の給与を無給にすると記されている。

同大は、職員に学内でのマスクとゴーグルの着用を義務付け、不要不急の会合や会食の自粛、カラオケやスポーツジムなどの利用禁止を求めている。これらを守らなければ「自粛要請に反した行為」に当たるとみられるが、「明らかに不適切な行為」が何を指すかは分かっていない。

文書は「医科大で勤務する職員は、本来健康な状態で労働を提供する必要がある」と指摘。対策を怠って感染し、休業することは「民法上の債務不履行に当たるとの見解を顧問弁護士から得ている」と強調している。

系列病院で働く職員は「わざわざ弁護士の見解を持ち出して、脅されているように感じた。自覚なく感染した場合はどうなるのか説明もない」と憤る。

同大広報室は毎日新聞の取材に「自粛要請に明らかに反した結果、学内で感染拡大リスクを高めた職員のみを対象として無給とする方針を掲げた。罹患したことのみをもって無給とする方針を掲げたものではない」と回答している。

◇マスコミ報道　見出し

・家族がコロナ感染「看病時の服装」のポイント

＜東洋経済 online　2021 年２月２日＞　https://toyokeizai.net/articles/-/408867?page=2

・コロナ後遺症報告　重症者も軽症者も同様に発症、男性より女性が多い

＜NEWS ポストセブン　2021 年２月９日＞

https://news.goo.ne.jp/article/postseven/life/postseven-1633857.html

・ロイター記者、待機期間のパーティー参加でコロナ変異株が感染拡大

＜文春オンライン　2021 年２月９日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/b57f840f501ff06ec4153fc4b295757f411bea57

****

[3] 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 30 号）

［官報］　令和３年２月 10 日　本紙　第 430 号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210210/20210210h00430/20210210h004300002f.html

〇厚生労働省令第 30 号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第八条の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年２月 10 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（保険医及び保険薬剤師に関する届出） **第十六条**　保険医又は保険薬剤師は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を添えなければならない。 一・二　（略） （省略） ２・３　（略） ４　前条第五項の規定は、第一項及び第二項の届出について準用する。 （削る）	（保険医及び保険薬剤師に関する届出） **第十六条**　保険医又は保険薬剤師は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を、その届出が第三号に係るものであるときは、登録票を添えなければならない。 一・二　（略） 三　保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師にあつては当該保険医療機関又は保険薬局の所在地の、法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者である保険医又は保険薬剤師にあつては当該診療所又は薬局の所在地の、その他の保険医又は保険薬剤師にあつてはその者の住所地の属する都道府県に変更があつたとき ２・３　（略） ４　前条第五項の規定は、第一項及び第二項の届出について準用する。この場合において、第一項の規定による届出（同項第三号に係るものに限る。）については、同条第五項中「保険医療機関において健康保険の診療に従事する」とあるのは「変更前に保険医療機関において健康保険の診療に従事していた」と、「保険薬局において健康保険の調剤に従事する」とあるのは「変更前に保険薬局において健康保険の調剤に従事していた」と、「法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者である」とあるのは「変更前に法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者であつた」と、「その者の住所地」とあるのは「その者の変更前の住所地」と読み替えるものとする。 ５　登録に関する管轄地方厚生局長等は、第一項第三号に掲げる事由に係る届出を受理したときは、当該保険医又は保険薬剤師に登録票を書き換えて交付するものとする。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令の施行の日前にこの省令による改正前の保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第十六条第一項の規定による届出を受理した場合における同条第五項の規定による登録票の交付については、なお従前の例による。

****

[4] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第八十六条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品（厚生労働省告示第 36 号）

［官報］　令和３年２月 10 日　本紙　第 430 号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210210/20210210h00430/20210210h004300003f.html

○厚生労働省告示第 36 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第八十六条第一項第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第八十六条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から適用する。

令和３年２月 10 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第八十六条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第八十六条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品は、次に掲げるものとする。

一　亜酸化窒素
二　亜酸化窒素及び酸素の混合物
三　エチレンオキサイド
四　エチレンオキサイド及び二酸化炭素の混合物
五　エチレンオキサイド及びフロンの混合物
六　酸素
七　窒素
八　二酸化炭素

****

［5］*肥料*

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 262 号）

［官報］　令和３年２月９日　本紙　第 429 号　3～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210209/20210209h00429/20210209h004290003f.html

肥料の新規登録 48 件が公示された。

****

［6］*温暖化対策関係*

◇特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請（令和３年２月２日付）に係る公告及び縦覧について

＜環境省　2021 年２月９日＞　https://www.env.go.jp/press/109084.html

背景

（１）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）では、第 18 条の７において、油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄を原則禁止した上で、例外的に、同条第二号に規定する特定二酸化炭素ガスについては、第 18 条の９に規定する許可基準を満たす場合にのみ、環境大臣の許可を受けたうえで、海底下廃棄の実施が可能となっています。

（２）今般、第 18 条の８第２項に基づき、経済産業省から特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請書が提出されたため、第 18 条の 12 において準用する第 10 条の６第４項に基づき、当該申請の概要を公告するとともに、申請書及びその添付書類を縦覧に供します。

（３）第 18 条の 12 において準用する同法第 10 条の６第５項に基づき、当該許可の申請に係る特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関し海洋環境の保全の見地から意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、環境大臣に意見書を提出することができます。

申請の概要

（１）申請者　　経済産業省

（２）海底下廃棄実施期間　　2021 年４月１日から 2026 年３月 31 日まで

（うち圧入期間は、滝ノ上層：０トン、萌別層：０トン）
（３）海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性
二酸化炭素の濃度が体積百分率 98%以上である特定二酸化炭素ガス（詳細は、別紙－１のとおり）
（４）海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの数量
滝ノ上層：０トン　　萌別層　：０トン
（５）特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域において当該海底下廃棄をする以前に海底下廃棄をされていると推定される特定二酸化炭素ガスの数量
特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域において当該海底下廃棄をする以前に海底下廃棄をされている特定二酸化炭素ガスは、300,110 トンと推定される。
2016 年４月６日～2019 年 11 月 22 日にかけて萌別層に 300,012 トン、滝ノ上層に 98 トンを圧入した。
（６）特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の位置及び範囲
北海道苫小牧港港湾区域内（詳細は、別紙－１のとおり）
****

[7] ***環境安全関係***

◇「第９次水質総量削減の在り方について（総量削減専門委員会報告案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2021 年２月９日＞　https://www.env.go.jp/press/109082.html
中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会において、「第９次水質総量削減の在り方について（総量削減専門委員会報告案）」が取りまとめられました。本報告案について、広く国民の皆様からの御意見を募集するため、令和３年２月 10 日（水）から同年２月 23 日（火）までパブリックコメントを実施します。
１．背景
　東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）の規定により環境大臣が策定した第８次総量削減基本方針に基づき、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、窒素及びりんに係る汚濁負荷の総量削減に取り組んできました。
　この結果、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、ＣＯＤ、窒素及びりんの環境基準の達成状況は海域ごとに異なり、赤潮や貧酸素水塊といった富栄養化に伴う問題が依然として発生しています。また、栄養塩類の減少が原因とみられる生物の生産性の確保に係る課題も指摘されています。
　以上のような状況等を踏まえ、令和２年２月 21 日付け諮問第 525 号により中央環境審議会に対してなされた「第９次水質総量削減の在り方について（諮問）」について、令和２年６月より、中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会（以下「専門委員会」という。）において検討を行ってまいりました。
　今般、令和３年２月１日に開催された専門委員会（第６回）において、本諮問に対する専門委員会報告案が取りまとめられました。
２．意見の募集について
　本案について、広く国民の皆様からの御意見を募集します。
　なお、これに関連する専門委員会の資料等については、以下の環境省ウェブサイトを御参照ください。
　http://www.env.go.jp/council/09water/yoshi09-20.html
３．意見募集要項　　―省略―
添付資料　　―省略―
****

[8] ***その他省庁発表***

◇スーパーコンピュータ「富岳（ふがく）」の共用開始について

＜文部科学省　2021 年２月９日＞　https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00487.html
****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・動物用医薬品専門調査会（第 240 回）の開催について（非公開）　　２月１９日、Web 会議
＜内閣府　2021 年２月９日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_240.html
（１）動物用医薬品（シフルトリン）に係る食品健康影響評価について
（２）動物用医薬品（ルバベグロン）に係る食品健康影響評価について
（３）その他
・アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ(第 14 回)の開催について(非公開)　　２月 17 日、Web 会議
＜内閣府　2021 年２月９日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_allergen_annai_14.html
（１）アレルゲンを含む食品に関する食品健康影響評価について
（２)その他
・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　２月 22 日、Ｗｅｂ会議
＜厚生労働省　2021 年２月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0tW7T50h24qj30hY
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）資料
　　２月 10 日
＜厚生労働省　2021 年２月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C_PuVYbMP9aSN8KZY
１．ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の食品衛生上の取扱いについて
２．その他
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）　　２月 10 日
＜厚生労働省　2021 年２月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t09Vb1FNjppoL2UlY
（１）今後の新型コロナワクチンの接種について
（２）その他
・第１６回中国地域エネルギー・温暖化対策推進会議　　２月 24 日、オンライン
＜経済産業省　2021 年２月９日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/37486
1. 最近のエネルギー・温暖化対策の動向について（国からの情報提供）
2. 事務局からの活動報告
3. 意見交換
4. その他
・第４期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会（第５回）の開催について
　　２月 16 日、WEB 会議
＜文部科学省　2021 年２月９日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afyTacwB44oLgDbH
1. これまでの議論の整理について
2. 自由討議
3. その他
・大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議（第 10 回）の開催について　　２月 12 日
＜文部科学省　2021 年２月９日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afyTacwB44oLgDbI

[開催記録、報告、資料等]
・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　１月 21、25 日
＜厚生労働省　2021 年２月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u0Ne5TZ8j2Yih2spY
１　食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
２　その他
・第 50 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和２年度第９回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　令和２年 12 月 25 日、WEB 会議
＜厚生労働省　2021 年２月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6xM0tWYs3zZy1zF5Y
****

[10] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・徳島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 47 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の 持ち回り開催について

＜農林水産省　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210209.html

・徳島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 47 例目）について

＜環境省　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/109145.html

・千葉県における高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内 44 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/109144.html

・千葉県における高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内 43 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/109143.html

・千葉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 43 例目、44 例目及び 46 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210209_5.html

・茨城県における高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内 41 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/109142.html

◇*その他*

・旭川医大教授ら「大学を私物化」　学長解任求め署名活動

＜朝日新聞　2021 年 2 月 9 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP296VDKP29IIPE019.html

国立旭川医科大学（北海道旭川市）の吉田晃敏学長による新型コロナウイルスに関する不適切発言や、滝川市立病院（同滝川市）との月 40 万円のアドバイザー契約を巡り、同大教授らが 9 日、学長辞職を求める署名活動を始めた。

署名を集めているのは、同大教授や名誉教授 22 人でつくる「旭川医科大学の正常化を求める会」。公表された趣意書では、吉田学長が 2007 年から 14 年近くにわたり学長職に就き、「大学を私物化し、本学の価値を低め、ガバナンス機能を完全に破綻（はたん）させた」「多くの教職員はパワーハラスメントの被害にあっている」などと指摘。不適切発言や旭川医大病院長の解任問題、アドバイザー問題などを引き起こしたとし、吉田氏がただちに辞職するか、大学の学長選考会議が文部科学相に解任の申し出をするよう求めている。

発起人の一人の長谷部直幸教授（内科）は取材に「なかなか内部から声を出すことができなかったが、ここに至っては、みんなで声を上げるべきだと決意した」と話した。教職員から署名を集め、吉田学長本人と学長選考会議に提出するという。

吉田学長の解任を求める動きは…

****

[付録]

□*新型コロナ対策特別措置法に関係する政令改正*　　*上記［2］関係*

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 28 号）

［官報］　令和 3 年 2 月 10 日　特別号外　第 11 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210210/20210210t00011/20210210t000110002f.html

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和 3 年 2 月 10 日　　内閣総理大臣　　菅　義偉

政令第 28 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の二第二項、第三十一条の四第一項、第三十一条の六第一項、第三十二条第一項、第四十五条第二項、第六十二条第三項及び第六十九条第一項の規定に基づき、

この政令を制定する。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令の廃止）

第一条　新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令（令和二年政令第四十五号）は、廃止する。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第二条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第四号」を「第二条第五号」に改める。

第二条中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

第三条中「第二条第六号」を「第二条第七号」に改め、同条第二十号ホ中「第六条において」を「第五条の三において」に、「第六条第二項第一号」を「第五条の三第二項」に改める。

第五条の次に次の四条を加える。

（市町村長による臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務の実施）

第五条の二　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第十七条の規定は、都道府県知事が法第三十一条の二第二項の規定により同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第十七条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の規定」と読み替えるものとする。

（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態の要件）

第五条の三　法第三十一条の四第一項の新型インフルエンザ等についての政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等にかかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められることとする。

２　法第三十一条の四第一項の新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態についての政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施しなければ、同項の特定の区域（以下この項において単に「特定の区域」という。）が属する都道府県における新型インフルエンザ等感染症の患者及び無症状病原体保有者（感染症法第六条第十一項に規定する無症状病原体保有者をいう。以下この項において同じ。）、感染症法第六条第八項に規定する指定感染症（法第十四条の報告に係るものに限る。）の患者及び無症状病原体保有者又は感染症法第六条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）の所見がある者（以下「感染症患者等」という。）の発生の状況、当該都道府県における感染症患者等のうち新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない者の発生の状況、特定の区域における新型インフルエンザ等の感染の拡大の状況その他の新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、当該都道府県において新型インフルエンザ等の感染が拡大するおそれがあると認められる場合であって、当該感染の拡大に関する状況を踏まえ、当該都道府県の区域において医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められるときに該当することとする。

（法第三十一条の六第一項の政令で定める事項）

第五条の四　法第三十一条の六第一項の政令で定める事項は、業態ごとの感染症患者等の数、感染症患者等のうち同一の事実に起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況又は新型インフルエンザ等の発生の動向若しくは原因とする。

（重点区域におけるまん延の防止のために必要な措置）

第五条の五　法第三十一条の六第一項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

一　従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨

二　当該者が事業を行う場所への入場（以下この条において単に「入場」という。）をする者についての新型インフルエンザ等の感染の防止のための整理及び誘導

三　発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止

四　手指の消毒設備の設置

五　当該者が事業を行う場所の消毒

六　入場をする者に対するマスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の周知

七　正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止

八　前各号に掲げるもののほか、法第三十一条の四第一項に規定する事態において、新型インフルエンザ等のまん延

の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

第六条を次のように改める。

（新型インフルエンザ等緊急事態の要件）

第六条　法第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態についての政令で定める要件は、都道府県における感染症患者等の発生の状況、感染症患者等のうち新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない者の発生の状況その他の新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、一の都道府県の区域を越えて新型インフルエンザ等の感染が拡大し、又はまん延していると認められる場合であって、当該感染の拡大又はまん延により医療の提供に支障が生じている都道府県があると認められるときに該当することとする。

第十二条中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止

第十二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号中「整理」の下に「及び誘導」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

第十八条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　法第三十一条の三の規定による処分当該処分を行った都道府県知事

第二十三条第一項第一号中「第四十八条第一項」を「第三十一条の二第一項」に改める。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第三条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の四中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する」を削り、「の発生」を「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生」に改める。

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限の延長についての臨時特例に関する政令の一部改正）

第四条　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限の延長についての臨時特例に関する政令（令和二年政令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附　則

この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　　菅　　義偉
財務大臣　　麻生　太郎
文部科学大臣　　萩生田光一

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 39 号）

［官報］　令和３年２月 10 日　特別号外　第 11 号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210210/20210210t00011/20210210t000110003f.html

○厚生労働省告示第 39 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和三年政令第二十八号）の施行に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関

係告示の整備に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和３年２月 10 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示の一部を改正する告示

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（令和三年厚生労働省告示第三十五号）の一部を次のように改正する。　第六条の表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な措置及び同感染の感染の防止のために必要な措置 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第五条の五第八号及び第十二条第八号の規定を適用する場合においては、それぞれ同令第五条の五第八号のまん延の防止のために必要な措置及び同令第十二条第八号の感染の防止のために必要な措置は、施設の換気とする。	新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項の規定により新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）を同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十二条第六号の規定を適用する場合においては、同号の感染の防止のために必要な措置は、施設の換気とする。

********** 以上 **********